

計画作成年度	平成31年度
計画主体	白老町

白老町緊急捕獲等計画

1. 対象鳥獣の種類、実施計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、カラス
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	白老町

- (注) 1 計画期間は、原則として平成31年度から平成33年度の3年間とする。
 2 対象地域は、単独で又は共同で本計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2. 被害の現状及びこれまで講じてきた被害防止対策

(1) 被害の現状 (平成30年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草・デントコーン・野菜類	307.3ha 約16,208千円
カラス	家畜飼料・野菜類	48千円

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (水産業に係る被害面積を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>エゾシカ…本町におけるエゾシカの生息状況は、町内全域に生息しており、牧草・家畜飼料・野菜類に甚大な被害を与え、平成30年度の被害額は約16,208千円になるなど過去最大の被害額として問題となっている。生息数はライトセンサスによる調査でも増加傾向にあり、町内広範囲に被害が拡大している。近年は森林被害(樹皮の食害、苗木の食害)や特に、新規野菜農家の参入による露地野菜被害の報告も受けている。また、シカが路上に飛び出し車や列車と接触するなどの生活環境被害もある。</p> <p>カラス…町内全域に分布し、家畜飼料や家庭菜園などに被害が発生している。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲に関する取組	<p>エゾシカ…とまこまい広域農業協同組合と白老町とが、地元猟友会の協力により有害駆除を実施し、補助金を支出している。</p> <p>カラス…農業被害や生活環境被害が出た場合に、地元猟友会へ依頼し、銃器による捕獲を実施している。</p>	<p>近年、ハンターの高齢化等により、個体数調整の従事者が減少傾向にある。捕獲補助金の増額要望が強い。</p>

防護柵の設置に関する取組	平成25～29年度にかけて町内の牧場へエゾシカの防護柵（117, 930m）を設置した。	防護柵の整備は農家個々の対応のため、地域全体としては効果が不十分である。
--------------	--	--------------------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策（捕獲及び防護柵設置に関する取組）と課題について記入する。
 2 「捕獲に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理等について記入する。

3. 取組内容

(1) 緊急捕獲活動に関する事項

①対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊及び町職員等により捕獲する。

(注) 捕獲計画及び捕獲目標の達成に向けて十分な体制となっているか精査した上で、鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員、狩猟者団体等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、緊急捕獲活動に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

②活動方法

エゾシカ…平成31年4月から捕獲活動を実施し、町内全域に渡り猟銃及びくくりわなによる捕獲を行い、捕獲したシカは町の焼却施設で焼却する。(一部は食用)
 カラス…平成31年4月から捕獲活動を実施し、町内全域に渡り猟銃による捕獲を行い、捕獲したカラスは一般ごみとして処理する。

- (注) 1 捕獲計画及び捕獲目標の達成に向けて十分な体制となっているか精査した上で、緊急捕獲活動の実施予定時期、捕獲予定場所、わな等の捕獲手段、捕獲鳥獣の処理方法について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

③捕獲計画（捕獲目標）

捕獲計画数（捕獲目標）設定の考え方

エゾシカ…地区別の捕獲箇所や捕獲実績頭数、また、さらに鳥獣捕獲許可従事者等を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。
 カラス…近年の捕獲実績を基礎に設定する。

対象鳥獣	有害捕獲実績 (28年度～30年度の平均)	捕獲計画数			
		31年度	32年度	33年度	合計(捕獲目標)
エゾシカ	1537	2,000	2,000	2,000	6,000
カラス	8	200	200	200	600

- (注) 1 有害捕獲実績には、直近3カ年の有害捕獲頭数の平均値を記入する。
 2 捕獲計画数及び捕獲目標は、有害捕獲実績を上回り、かつ、被害防止計画における捕獲計画数を超えない範囲で設定する(狩猟による捕獲は含めない)。

(2) 侵入防止柵の機能向上整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	31年度	32年度	33年度	合計
エゾシカ	設置する（ソーラーパネルによる電気柵の設置） （高さ 1.5m 農家 1 件 総延長 1.6 km） （金網柵の設置） （高さ 2.26m 農家 3 件 総延長 4 km）	電気柵、高さ 1.5m、総延長約 3 km、農家数 3 件	電気柵、高さ 1.5m、総延長約 3 km、農家数 3 件	電気柵、高さ 1.5m、総延長約 7.6 km、農家数 7 件 金網柵 高さ 2.26m、総延長 4 km、農家数 3

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模、既存の柵との関係等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

4. その他対策の実施に関し必要な事項

(注) その他対策の実施に関し必要な事項について記入する。

5. その他の留意事項

- (1) 各事業年度ごとに、捕獲計画の達成状況、被害の発生状況等から、対策の効果が得られているか検証を行うとともに、十分な効果が得られていない場合には本計画を見直し、捕獲体制や活動方法の改善等を行うものとする。
- (2) 本計画と白老町被害防止計画、北海道鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の整合性を確保するため、事業の進捗状況に合わせ、必要に応じて本計画及び白老町被害防止計画の見直しを実施するものとする。